

○ 苫小牧市住居表示整備審議会条例

昭和 44 年 8 月 12 日

条例第 24 号

(目的及び設置)

第 1 条 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）の施行に伴い本市における合理的な住居表示制度を実施するため、市長の諮問に応じ、調査、審議し、これを市長に答申することを目的として苫小牧市住居表示整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事項について審議会に諮問するものとする。

(1) 住居表示整備事業実施基準に関すること。

(2) その他市長が特に必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 住民組織の代表者

(4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、第 2 条の規定による諮問に対する答申を完了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議長は、会長が行なう。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(市長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 苫小牧市職員等の旅費支給条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和58年10月7日条例第16号改正）

この条例は、苫小牧市部設置条例の一部を改正する条例（昭和58年条例第15号）の施行の日（昭和58年11月1日）から施行する。

附 則（平成13年5月21日条例第13号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月18日条例第9号改正）

この条例は、公布の日から施行する。